

学校保存

平成29年度
法制問題に関する調査報告書

佐賀県公立学校教頭会 法制部

平成 2 9 年度 佐賀県公立学校教頭会 法制部
部 長 篠原 一彦 佐賀市立諸富南小学校
副部長 川崎 朗 白石町立有明中学校
部 員 真子 真波 唐津市立巖木小学校
部 員 中野 宗利 嬉野市立吉田中学校

はじめに

本冊子は、現在の学校現場を取り巻く諸問題に対して、法制的な根拠を基に適切に対応することができるよう、様々な具体的事例に対する対処方法や法的根拠を示すことで、教頭の実践的な資質向上を図ることを目的として編集されています。

平成29年度も、佐賀県内各教頭会支部での検討・研修会を経て、約50件の法制問題に関する資料を提供していただきました。寄せられた問題事例の中から、過去の法制資料、教育必携、教職員の服務要覧等を参考に研究を重ね、6件の事例について提示しています。今後、学校に保存いただき、類似の事例に対応するときの参考にしたり、各地区での研修会で活用したりしていただければ幸いです。

なお、本冊子の各設問に対する回答は、原則的な取扱いです。実際の事例に対応する場合は、個々の事情を考慮し、関係法令等に照らし合わせて、適切に処理することに留意してください。

平成29年度 佐賀県公立学校教頭会法制部

目 次

1	学校運営に関すること	
	【設問1】長期休業中の学校行事の実施について・・・・・・・・・・	1 P
2	体育保健・安全等に関すること	
	【設問2】発達障害をもつ児童生徒の指導と学校の管理責任・・	2 P
3	保護者対応に関すること	
	【設問3】保護者対応における個人情報の取扱いについて・・	4 P
4	職員の服務に関すること	
	【設問4】自然災害時の休暇の取扱いについて・・・・・・・・・・	5 P
	【設問5】宿泊を伴う場合の勤務時間の振替について・・・・・・・・	6 P
	【設問6】職務専念義務免除承認簿の記入について・・・・・・・・	7 P
	(参考資料)	
	「職免等取扱事例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 P

1 学校運営に関すること

【設問 1】長期休業中の学校行事の実施について

新学習指導要領総則第 2 の 3 (2) アに「各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。」とある。このことを踏まえ、

- ① 宿泊学習等の学校行事を長期休業中に実施する場合の留意点は何か。
- ② ある学年のみの授業日を増やしてよいか。

◎ 回答

① について

- ・ 長期休業中に実施する学校行事を教育課程に位置づけ、授業時数としてカウントするためには、設置者である市町教育委員会の承認等を得て、休業日を授業日に変更する必要がある。
- ・ 職員の服務（「泊を伴う学校行事に係る勤務時間の割振り変更について」）については、「教職員の服務要覧」 p 259 質疑応答集【問 2】に次のように示されている。

「泊を伴う学校行事に係る勤務時間の割振り変更について」の対象となる行事は、修学旅行等の宿泊を伴う学校行事で、児童生徒を引率する業務に従事する場合としている。具体的には、学習指導要領の特別活動編に規定されている学校行事として行う旅行・集団宿泊的行事を対象と考えている。(修学旅行、宿泊訓練)

したがって、例えば部活動の試合(高校総体等)のための引率に係る宿泊の場合は対象とならない。

② について

- ・ 該当学年のみ長期休業中に授業日を設定することについては、設置者である市町教育委員会の承認を得れば可能である。ただし、長期休業日の趣旨を踏まえ、児童生徒の加重負担とならないように配慮が必要である。

2 体育保健・安全等に関すること

【設問2】発達障害のある児童生徒の指導と学校の管理責任

発達障害のある児童生徒、あるいは診断等が出ていないが指導を要する児童生徒が教室を飛び出し、校内を徘徊している際に大きなけがをしたり、事故を起こしたりした場合の管理責任はどうか。

もちろん、児童が教室等を飛び出した場合は、職員が対応する体制はとっているが指導を受け入れることができず、頻繁に教室を出て行った場合、それに対応できる職員がいない場合もある。また、連日のように教室を飛び出して居所不明になったり、見つけてもなかなか教室に戻らなかったりして、その度に別の職員が対応することになり、職員も疲弊感を感じている。

◎ 回答

学校事故については、学校における教育活動中及び教育活動と密接不離な状況で発生した児童生徒を被害者とする事故を指すことが一般的である。

それらの中には、以下のようなものがある。

- ① 教職員の児童生徒に対する暴行、違法懲戒行為による事故
- ② 学校施設・設備の管理等の瑕疵による事故
- ③ 児童生徒同士の事故

これらの学校事故が起こった場合に、学校側に故意又は過失があると判断された場合には国家賠償法に定められた以下の規定に基づき、損害賠償責任が発生する。

公立学校における教育活動は公権力の行使に該当するという判例があり、その事故が教育活動又は教育活動と密接不離な状況下で起きた場合は、民法の規定ではなく国家賠償法の規定が適用されることとなる。

① 国家賠償法 第1条第1項

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 国家賠償法 第2条第1項

道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

③ 民法第709条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

つまり、故意に学校事故を起こした場合に責任を負うことはもちろんのこと、故意でなくても学校側に過失があつたと認められる場合においては損害賠償の責任を負わなければならない。過失とは、予見可能な結果について結果回避義務の違反があつたこと

をいうと解されている。言いかえれば、予見が不可能な場合や、予見が可能であっても結果の回避が不可能な場合には過失を認めることができない。

教職員は、児童生徒を親権者等の法定監督義務者に代わって監督する義務を負っている（民法第714条第2項）。

しかしながら、親権者のように児童生徒の全生活に監督義務を負うものでなく、学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にあるものについてのみ監督義務を負うものとされている。

また、監督義務の内容は、児童生徒の事理弁識能力（是非善悪を弁識する能力）の程度あるいは責任能力（自己の行為の法律上の責任を弁識する能力）との関係で定まるとされており、児童生徒一人一人の発達段階に応じて異なるものである。

例えば、設問のケースの場合は教育活動中の事故であり、当然ながら学校の管理責任の範囲となる。したがって学校としては、児童生徒が事故を起こすということの予見ができていたのか、予見できていた場合にはその防止のためにどの程度の対応ができていたのか（職員の配置、施設の管理等）ということが重要になるであろう。

学校においては、日頃から児童生徒が教室を飛び出さないように複数の教職員や生活指導員、学習支援員等による支援体制の充実を図るとともに、飛び出した場合に組織的に対応できるよう、全職員で共通理解を図り、行動できるように準備をしておく必要がある。

また、大きなけがや事故につながらないように、施設や教具等の安全点検等を日頃から実施するとともに、施設や教具等で不備な点、心配な点がある場合については学校の設置者である教育委員会に速やかに報告をし、早急な対応をしておく必要がある。

さらに、このような児童生徒の支援に当たっては、保護者や教育委員会、スクールカウンセラー等とケース会議等を通して密に連携を取り、保護者の考えや学校の状況等についての共通理解を図りながら進めることが必要である。

なお、必要に応じて保護者の協力を得ながら医療機関等の外部機関との連携を図ることも必要である。

これまで述べたような対応をとる場合には、児童生徒の担任や担当学年など一部の職員に過重な負担がかからないよう、校長のリーダーシップのもとで教頭が中心となり、全校で対応するように進めることが重要であることはいうまでもない。

このように事故が起こることを予見した上で、事故が起こらないような体制づくりをしたり、対応マニュアルを作成したりするなど、学校全体で組織的・計画的な対策をとることが重要であり、それが結果回避義務を果たすことになる。

設問のケースにあるとおり、学校の人的措置には限界があり、児童生徒のすべての行動に完全に対応することは困難な面もある。また、このような指導が連日に及ぶことで職員の中に疲弊感が出てくることも十分に理解できることであり、学級担任や学年担当者、特別支援教育担当者や養護教諭など、一部の教職員への加重負担にならないように配慮するとともに、職員のメンタルヘルスへの対応もとらなければならない。

3 保護者対応に関すること

【設問3】保護者対応における個人情報の取扱いについて

以下のような場合、保護者からのクレームの電話や保護者との面談でのやりとりを、録音することは可能か。

【事例①】 学校に対して時に恫喝的な言葉を使ってクレーム電話をする保護者の対応に苦慮している。学校の自己防衛的手段として、電話の内容を録音することは可能か。

【事例②】 いじめの被害児童の保護者から、学校が加害側の児童の保護者に事実確認の結果を説明する際、その会話をボイスレコーダーに録音して、後で聞かせて欲しいという要求がなされた。被害者側の保護者として、加害者側の保護者の本音を知りたいから、とのことであった。可能か。

◎ 回答

公立学校については、「個人情報の保護に関する法律」は適用されず、各地方公共団体が定める個人情報保護条例等が適用される。

各市町立小・中学校及び義務教育学校については、設置者である各市町が定める個人情報保護条例等が適用されるため、それぞれの規定に基づき対応することが求められる。

県立学校の場合、「佐賀県個人情報保護条例」が適用され、個人情報の収集の制限については、条例第7条第1項で、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。」と規定されている。

また、個人情報の利用及び提供の制限については、条例第8条第1項に「実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供してはならない。」と、規定されている。さらに同条第2項で「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を利用し、又は提供することができる。」とあり、その第1号で「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。」と規定されている。したがって、学校では利用する目的を明確にし、個人情報の取り扱いに対する同意を求めるなど慎重な対応が求められる。

設問の事例の場合、公立学校は公正・中立を旨とする公教育機関であるため、保護者の同意を得ずに学校の判断だけで行動したり、いじめ問題の被害者あるいは加害者のいずれか一方の要求や要望に基づいて行動したりすることは厳に慎まなければならない。事例①の場合、学校への電話の内容がクレーム的・恫喝的であり、学校が保護者に注意喚起を促すための自己防衛的手段であるとしても、電話の内容を記録として録音する場合には、電話の相手方の同意を得なければならない。

事例②の場合も、たとはいじめ問題の解決の過程において出された被害者の保護者の要望であったとしても、加害者の保護者に録音の承諾、被害者の保護者へ提供する旨の承諾を事前にとっておくことが必要である。

いずれの場合も使用目的および用途を明確に保護者に示すとともに、使用目的を終えた時点で直ちに音声データを破棄することの2点については、最低限守らなければならないことである。

また、児童生徒の問題行動やいじめ問題の解決には、何より学校と保護者との信頼関係・協力関係に基づいた対応が不可欠である。学校は、あらゆる教育場面を通して保護者の信頼を得ることができるよう、児童生徒の教育に真摯に向き合わなければならない。

4 職員の服務に関すること

【設問4】自然災害時の休暇の取扱いについて

- ① 梅雨の豪雨で自宅の裏山が崩れ、車庫及び小屋が被害を受けた職員がその片付けをするために年休を取らざるを得ない。このような場合には特別休暇の取得はできないのか。
- ② 梅雨の豪雨や台風等によって通常通りの通勤をしていて水害による通行止めや渋滞に巻き込まれて遅刻した場合やJR等の交通機関を利用して遅刻した場合にも年休対応になるのか。

◎ 回答

自然災害等で勤務が困難な場合については「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第22条の特別休暇の規定に基づいて判断する必要がある。

特別休暇の規定については以下のように定められている。

- (8) 地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、又、途絶した場合 その都度必要と認める期間
- (9) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき、7日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
 - ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、または一時的に避難しているとき
 - イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき

① について

自然災害発生時の特別休暇は、あくまでも現在生活をしている住居が滅失又は損壊した場合について与えられるものである。

「滅失又は損壊」の解釈については、住居の物理的な意味での滅失又は損壊のみならず、その全部又は大部分が事実上使用不能の状態に陥った場合も含まれると解釈される。例えば、洪水による床上浸水等の場合には、一般に「使用不能」の状態になったとしてこの事由に該当するであろうし、反面、台風の来襲等により家屋の一部が物

理的に損壊したような場合であっても、職員その他の居住者の日常生活に特に支障を与えない程度のものであれば該当しないものと判断される。つまり、「滅失又は損壊」は現実にその状態に陥った場合に限ってこれに該当することになるものであり、例えば、津波警報が出され、住居の滅失、損壊のおそれ又は家財の流出のおそれがあるとして出勤しなかった場合、近所に火災がおきて類焼のおそれがあるとして出勤しなかった場合は、いずれもこの事由による特別休暇は認められないことになる。

本事例については車庫及び小屋の損壊であり、住居とは認められず、特別休暇の対象とはならないと判断される。

② について

大雨による道路の遮断、地震等の災害によって通勤経路の交通が遮断され、出勤が不可能になったときに「特別休暇」が認められる。よって、通常の通勤に用いる交通機関がまひしていても、他の方法による通勤が可能であれば「特別休暇」の対象とはならず、年休で対応することとなる。

したがって、他の方法による通勤が可能かどうかを個別に判断し、特別休暇を与えるかどうかを判断することとなる。この場合、同一地域に居住して同一の交通機関を利用している者が、一人は午前10時には出勤し、他の者が1日出勤しなかったときには、1日全部について特別休暇が認められることはない。

本事例においては、大雨によって一部の道路が通行止めや渋滞が起こることは十分にあり得ることであり、家を出る時間を早めたり、迂回路を考えたりすることによって回避することが可能であるならば、年休での対応となる。

また、公共の交通機関の遅れによる遅刻の場合には、代替交通機関による通勤が可能であったかどうかの判断を個別に行い、可能であった場合には年休での対応となる。

【設問5】 宿泊を伴う場合の勤務時間の振替について

校長が1泊2日の宿泊学習引率の勤務を職員に命じた。当該職員のうち1名が、1日目の宿泊はできるが、2日目は午前中から別の用務があるため、2日目の朝から宿泊地を離れて、そのまま終日別の用務に就かなければならないという。この場合、当該職員に振替（四宿）を与えることができるか。

◎ 回答

教育職員の勤務時間の割り振り等に関する要綱第4（4）①において、「校長は、宿泊行事の運営上必要があると認められる場合は、特定の日に7時間45分を超えて、また、特定の週に38時間45分（再任用短時間勤務職員については、（2）②により割り振られた1週間あたりの勤務時間）を超えて勤務時間を割り振ることができるものとする。その時間は、宿泊行事の日程が1泊2日の場合は宿泊行事の期間中を通して4時間、2泊3日以上の場合は宿泊行事の期間中を通して8時間を上限とする。」と規定されている。

設問の場合は、宿泊学習の第1日目に勤務時間の7時間45分を4時間超えた形で勤務時間の割振りを行い、実際に児童生徒の引率をして宿泊も含め勤務していることから、宿泊行事期間を含む連続した4週間の中で、4時間の勤務時間の割振り変更を行うこと、いわゆる「四宿」を与えることができる。

この場合、休暇承認簿や宿泊行事において児童生徒を引率する業務に係る勤務時間の変更簿を適切に処理するとともに、出勤簿については、4週間の期間内において宿泊行事に係る勤務時間の割振りにより割り振る勤務時間が3時間45分となる日については「四宿」を捺印することとなる。

【設問6】職務専念義務免除承認簿の記入について

「佐賀県公立小中学校〇〇研究会」の業務で、「職免扱い」の承認依頼がきた。示された業務時間は、『9:30～12:00 2時間30分』であった。往復の移動時間(60分)を含めて『9:00～12:30 3時間30分』と記入したが、移動時間は免除対象となるのか。また、その前後に年休を取得した場合はどうなるのか。

◎ 回答

合理的な移動時間を含めた必要な時間について職務専念義務免除が認められる。

したがって、職務専念義務免除承認簿には、勤務地からの移動時間(30分)と勤務地までの移動時間(30分)を含めて、『9:00～12:30 3時間30分』と記入してよい。ただし、職免用務の前後に年休を取得する場合は、移動時間は職免対象とならない。

参考資料

職免等取扱事例

1. 職免事例(1)

条例規則	規定	補足	事例	備考
条例 第二条 第一号	○研修を受ける場合	○国または地方公共団体の機関等が計画実施するもので、職務に関係が深く必要度の高い研修 ○大学通信教育のスクーリングに参加する場合(昭和 39.11.6 教委教第 1116 号) (職務の遂行上必要と認められるもの) 1年につき引き続いて 30 日以内	○大学スクーリング ○上級免許取得のための講習会	○勤務そのものとして命ずるもの(出張) ○勤務に直接関係ないもの(時間外・年休)
条例 第二条 第二号	○構成に関する計画の実施に参加する場合	○県または市町が計画・実施する厚生事業(学校保健安全法に基づく健康診断及び精密検査) ○公立学校共済組合が行う保険事業 ○財団法人佐賀県教育職員互助会が行う保健事業	○胃、心臓、採血等検診 ○人間ドック ○1日検診 ○ライフプラン講習会	○学校栄養職員、調理員の検便(出張)
条例 第二条 第三号	○前 2 号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合	○「規則に専念する義務の特例に関する規則」第 2 条で定める場合		
規則 第二条 第一号	○特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	○同一地方公共団体の臨時又は非常勤の委員等 ○規則第 2 条第 2 号の事例中同一地方公共団体内のものも含む	○明るい選挙推進委員 ○民生(児童)委員推薦委員会委員	○委託状のあるもの ○兼職について服務監督権者の承認を要する(昭和 52. 12. 1 教委教第 597 号による)
規則 第二 条 第二 号	○職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	○教特法第 17 条関連(教育に関するもので臨時または非常勤の委員等)	○体育指導委員 ○社会教育委員 ○社会教育連絡協議会委員 ○公民館運営審議会委員 ○青少年問題協議会委員 ○社会福祉協議会評議員 ○青少年育成会役員 ○市町史編さん委員 ○文化財保護委員 ○保健所運営協議会委員 ○給食センター運営委員 ○交通安全対策委員会委員	○委託状のあるもの ○兼職について服務監督権者の許可または承認を要する(昭和 52. 12. 1 教委教第 597 号による)

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第 二 条 第 三 号	○行政の運営上その地位を兼ねることが、特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	○一般行政及び教育行政の運営上特に必要な団体役員	○図書館協議会委員 ○児童館運営審議会委員 ○通学区域審議会委員 ○大学の講師になった場合 ○校長・教頭会理事会 ○校長・教頭会○○部会 ○○○教育研究会協議会理事会 ○町民会議理事会 ○社会体育協議会 ○体育協会役員会 ○市郡P連絡役員会 ○校長・各単P会場合同会議 ○市郡子連理事会（子供クラブ） ○九県P研究大会準備委員会 ○九県P研究大会事務局会 ○市郡P事務引継 ○教科等研究会監査 ○互助会評議員会 ○JRC役員会 ○体協役員会（中体連共催出張） ○中高連絡協議会理事会 ○地区保険総会事前打ち合わせ会 ○県学校保健会理事評議会・理事会 ○市郡研理事会 ○○○研究大会準備会実行委員会事務長会	○学校教育と関連の深い団体等であること ○役員であり役員として必要な事務であること
条例 第 二 条 第 四 号	○国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて講演、講義等を行う場合	○国又は地方公共団体の機関、学校から委嘱を受けて講演、講義、指導、審査、調査、鑑定を行う場合 ○上記に類する公共的団体から委嘱を受けて教育的講演、講義、指導、審査、調査、鑑定を行う場合	○副読本編集委員 ○夏の友・冬の友編集委員 ○○○地区社会科作品審査会 ○水泳教室講師 ○高齢者学級講師 ○県P新聞編集委員 ○県P母親バレー選手、審判 ○地区野球大会監督会議	○公的機関、団体に対するもので教育的なものであること ○委嘱状(依頼状)があるもの

条例 規則	規 定	補 足	事 例	備 考
規則 第 二 条 第 四 号			<ul style="list-style-type: none"> ○母と子の読書教室指導者打合せ ○前任校PTA業務引継 ○中体連委嘱研究員 ○福祉関係発表依頼 ○体協審判(中体連共催出張) ○七夕、新年書き方審査委員(生協主催) ○委嘱校の研究発表会、事前打合せ会の講師・助言者・司会者 ○他校の校内研究会の講師 ○市町村婦人会総会講師 ○社会を明るくする運動大会(学校代表) ○県学童美術展企画委員会 ○九州地区ユースジュニア夏季研修会のコーチ 	
規則 第 二 条 第 五 号	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の教養を目的とする講習会、講演会その他これに類するものであって、国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体が行うものに参加する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○国又は地方公共団体の機関、学校及びそれらに類する公共的団体が行うもので教職員にとって必要かつ有益と認められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成市民会議 ○青少年健全育成研修会 ○社会教育委員研修会 ○社会体育研修会 ○剣道指導者研修会 ○スポーツ少年団実行委員会 ○スポーツ少年団大会説明会 ○交通安全協会総会 ○民生(児童)委員大会 ○吹奏楽指導者セミナー ○交通指導員協議会 ○交通対策協議会 ○防犯協会総会(役員会) ○PTA視察(研修)旅行 ○県・市P総会 ○単P合同研修会 ○県P指導者講習会、研修会 ○全・九・県P研究大会 ○文化祭打ち合わせ会、準備、後始末 ○教職員美術、書道展搬入 ○共済組合、互助会主催研修旅行(長期休業中(研)) ○理科教育協会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○同窓会等親睦的団体の活動(時間外、年休) ○担当教科との関連と支障の程度とを考慮する

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第二条 第五号			<ul style="list-style-type: none"> ○視聴覚教育振興会総会 ○日本教育会県支部総会、教育講演会 ○「視聴覚教育さが」編集会 ○P T A指導者講習会 ○全国海外子女教育研究大会 	<p>県教委主催で 学校代表</p>
条例 第二条 第六号	<ul style="list-style-type: none"> ○国又は地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○職務に関連ある試験を受ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○採用選考試験 	<ul style="list-style-type: none"> ○職務に関連のない試験を受ける場合 例えば、自動車免許 (年休)
条例 第二条 第七号	<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体（職員団体の登録に関する条例の規定により登録された職員団体をいう）の運営のため、特に必要な会合又はその他の業務に参加する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体の活動(無給職免) (※職員団体の規約に基づいて設置される決議機関(大会、中央委員会等職員団体としての意思決定を行うもので代議員制をとるものに限る。)、執行機関、投票管理機関、その他の機関に構成員として参加し、当該機関の業務に従事する場合に限る。) ○地公法第 55 条第 8 項の適法な交渉の場合(有給職免) 		<ul style="list-style-type: none"> ○職員団体から文書による参加要請のあるもの
条例 第二条 第八号	<ul style="list-style-type: none"> ○地方公務員法第 46 条又は同法第 49 条の 2 第 1 項の規定に基づき、勤務条件に措置する措置若しくは不利益処分に関する不服申し立てに関し、人事委員会に出頭し若しくは地方公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○地公法第 46 条による措置要請(人事委員会へ)と審査への出席 ○地公法第 49 条による不服申立(人事委員会へ)と審査への出席 		<ul style="list-style-type: none"> ○傍聴・代理人(年休) ○証人・鑑定人・参考人等として出頭する場合 (特別休暇)

条例規則	規定	補足	事例	備考
規則 第二条第八号	法第47条又は同法第50条第1項の審理に出席する場合			
条例 第二条第九号	○その他勤務しないことについて特に認める規定による場合	○該当なし		
条例 第二条第十号	○その他特別の事由により人事委員会の承認を得た場合		○消防団活動 (昭和49.7.8 教委教第318号) ○国体・県体の選手役員 (昭和49.10.1 教委教第462号) ○同和研修(昭和54.9.1 教委教第684号) ○献血 (昭和57.9.1 教委教第773号) ○風しん予防 (昭和58.5.12 教委教第249号) ○ヤングネットワーク・ウイング (平成9.8.14 教委教第299号) ○妊娠中の職員の休憩等 (平成10.6.19 教委教第87号)	

2. 職免事例(2)

出張…◎、出張(旅費別途)…○、職免…△、年休…年休

△₃△₄△₅△₁₀は、「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条第3号、4号、5号、10号該当の意味

(1) 教育研究所団体等

事 例	取扱	備 考
1 教科等研究会役員会(県)	△ ₃	業務遂行のための準備、打合…○、研究会出席…◎
2 教科等研究会部会打合会(県)	△ ₃	研究大会に係る計画、打合…○
3 特殊教育研究会、へき地教育研究会役員会等	△ ₃	教科等研究会に準ずる。研究会出席…◎
4 保健体育研究会、数学教育研究会、理振、算振、造形教育研等の役員会	△ ₃	県教委の補助、後援で教科研と同時活動研究会出席…◎
5 官製教育研修参加、教育工学研究会等への参加	△ ₅	学校課題、研究内容等当該校の教育に直接必要な研修…◎
6 同和教育研修参加(昭和54.6.8教委教684号)	△ ₁₀	学校運営上必要な業務…◎
7 特別支援学級親の会宿泊学習	◎	手をつなぐ親の会…◎、親子のつどい…職免
8 民間団体の研究会、講習会	△ ₅	年休または職免、長期休業中は年休または㊸
9 校長会(教頭会)等役員会		
10 校長会(教頭会)総会		教育委員会後援等で管理研修を兼ねている場合…◎

(2) 中体連・体教等関係

1 中体連理事会	△ ₃	業務遂行のための体育主任等打合、準備…◎
2 中体連大会委嘱委員	○	学校教育内容活動、生徒引率は…◎
3 同 上 (小学校教員の場合)	△ ₄	
4 体協(種目別)の協議役員、審判	役…△ ₃ 審…△ ₄	中体連と共催の場合…○ その他の場合…年休
5 体協(種目別)の協議会参加	年休	学校教育外活動、時間外、生徒引率は特業手当対象
6 練習試合引率(泊を伴うものを含む)		同上
7 県体、国体等への参加(役員・選手)	△ ₁₀	予選会の選手は年休、県代表選手は△ ₁₀

(3) 厚生・福祉関係

1 学校保健事業による集団検診を受けて、精密検査の必要がある場合	△	条例2-2
2 同上により診断された疾病の治療		病休または年休
3 3ヵ月、6ヶ月管理の者が診断書をもろうための検診	年休	条例2-2
4 献血、腎臓バンク	△ ₁₀	
5 生協主催の七夕、新年書き方等審査員	△ ₄	
6 夏の友、冬の友の編集委員	△ ₄	生協主催で、郷土教育との関連が深い
7 弘済会関係	年休	
8 日教済関係	年休	

(4) 研修関係

事 例		取扱	備 考
1	長期休業中、スクーリングに出席		教員の場合 $\textcircled{研}$ 、事務職員の場合、引続き 30 日を限度として職免(条例 2 - 1)
2	上級免許所得のための講習会	\triangle	条例 2 - 1 (長期休業中は教員の場合は $\textcircled{研}$)
3	教育講演会 (記念講習会)	\triangle ₅	
4	民間業者主催の研究会、講習会(教育機器調理、染色、ダンス等)	\triangle ₅	
5	映写技術講習会		
6	市・町よりの同和研究会参加依頼	$\textcircled{○}$	
7	共済組合、互助会が計画する研修旅行参加	\triangle ₅	長期休業中… $\textcircled{研}$ 慰安旅行…年休
8	長期休業中に全国修学旅行協会(全修協)が企画した研修行事	\triangle ₅	同 上
9	市・町・村が計画する海外研修視察への参加	\triangle ₅	同 上
10	長期休業中、旅行社または私的な研修計画に基づく海外研修旅行		原則として年休 大学の聴講許可等があり、職務遂行上有益… $\textcircled{研}$

(5) 社会教育関係

1	PTA 役員会(県 P、市郡 P 等)	\triangle ₃	委員…規約にある役員として出席 学校代表として出席の場合は勤務扱い… $\textcircled{○}$
2	PTA 総会等 (県 P、市郡 P) に役員参加	\triangle ₃	一般会員として参加の場合…年休、または \triangle ₅
3	青少協委、交対協委、公民館審議会、社協委等	\triangle ₂	委員…委嘱状のあるもの 学校の必要業務として出席の場合は出張… $\textcircled{○}$
4	社会体育行事への参加 (特に小学校の場合)		時間外、児童引率は、学校体育関連のものは特業手当対象

(6) その他

1	入学式、卒業式、記念式典等への参加		学校代表として参列の場合は勤務取扱い
2	教職員関係の葬儀参列		同 上
3	職員旅行(職員研修旅行)	年休	原則として年休
4	生徒引率(教育内活動)	$\textcircled{○}$	
5	日曜日に、児童生徒の事故発生、学級担任等が現場に急行し、対応した場合		時間外勤務 (給特法)
6	地域団体等より作品審査依頼	\triangle ₄	
7	中体連委嘱研究員	\triangle ₄	
8	福祉関係発表依頼		当該校教育に直接必要な研修会、協議会等に学校代表として出席… $\textcircled{○}$
9	自分の辞令交付式に出席	$\textcircled{○}$	ただし、在勤地内での辞令校務への出席は勤務そのもの、また、新採の辞令交付も勤務そのもの
10	子や配偶者の祭日	年休	

3. 出張・年休事例

出張取扱い	年休取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援委員会 ○民生(児童)委員会 ○ボランティア活動児童生徒引率 ○防火管理者取得講習会 ○福祉関係研究会協議会(学校代表) ○手をつなぐ親の会 ○地区学校保健会総会 ○子ども自転車大会児童引率 ○集団宿泊指導担当者研修会(県少年自然の家) ○基礎統計・統計グラフ講習(県総務部長) ○緑の少年団研修会(児童引率) ○地区緑の少年団交流研修大会(児童引率) ○ボランティア活動協力校担当者連絡協議会 ○教育センター等の要請による発表・助言・講師 (旅費別途) ○児童問題について民生委員会との懇親会 (町民生委主催) ○矯正施設・福祉センターへの生徒引率、面接 ○学校訪問日程打合せ、便覧提出 ○ミニバスケット(全国)大会児童引率 ○マーチングフェスティバルの児童引率 ○教育長表彰出席 	<ul style="list-style-type: none"> ○盆おどり実行委員会 ○敬老会 ○婦人会 ○生協総代会(県の総代会年一回のみ職免可能) ○生協理事会 ○生協支部監査 ○生協商品検討委員会 ○教育会館理事会 ○日教済説明会 ○〇〇神社祭参加 ○戦没者慰霊祭 ○有朋会学校委員会 ○職員研修旅行 ○子や配偶者の祭日 ○校長・教頭試験 ○日本教育会理事会・評議員会 ○学童オリンピック、水泳競技会引率(体協主催) ○一日お父さん(福祉主催) ○町植樹祭(林業関係) ○国際選抜体操大会役員会、準備会 ○さわやか杯県代表の選手監督の出場 (主催日本バレー協会)

4. 勤務取扱い、自発勤務・時間外を原則とする事例

勤務取扱い	自発勤務・時間外
<ul style="list-style-type: none"> ○入学式、卒業式、記念式典等参加 (学校代表) ○教職員間の葬式参列(学校代表) ○旅費規程に該当しない校外での勤務 	<ul style="list-style-type: none"> ○英語検定試験生徒引率 ○県吹奏楽連盟主催の大会出場、マーチング講習会 (教育委員会又は教育団体が共催し、学校教育活動として行われる場合の引率は出張可能) ○ボランティアワークキャンプ児童生徒引率 (学校教育活動として行われる場合の引率は出張可能) ○競技力向上強化合宿の生徒引率指導